事　務　連　絡
令和６年６月 17 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）　　御中
都道府県後期高齢者医療主幹部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

遠隔死亡診断補助加算における施設基準を満たすことを証明する書類について

遠隔死亡診断補助加算における施設基準については、「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること」とされているところであり、擬態的には、「疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和６年３月 28 日付け保険局医療課事務連絡）等において、当該研修に該当するものとして、「「ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業」（令和２年度～）により実施されている研修」と示したところです。

今般、別添のとおり令和２年度以降の研修に係る修了証についての取扱いが示されましたので、施設基準の届出に係る審査等に当たっては、当該取扱いとしていただくようお願いします。

（参考１）「疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和６年３月 28 日付け保険局医療課事務連絡）抜粋

問 178　Ｃ００５」在宅患者訪問看護・指導料の注 18 に掲げる遠隔死亡診断補助加算（「Ｃ００５－１－２」の注６の規定により準用する場合を含む。）の施設基準において求める看護師の「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修」には、具体的にはどのようなものがあるか

（答）現時点では、厚生労働省「在宅看取りに関する研修事業」（平成 29～31 年度）及び「ＩＣＴを活用した在宅看取りに関する研修推進事業」（令和２年度～）により実施されている研修が該当する。

（参考２）「疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和４年３月 31 日付け保険局医療課事務連絡）抜粋

問 12　遠隔死亡診断補助加算の届出基準において求める看護師の「情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

（答）現時点では、厚生労働省「在宅看取りに関する研修事業」（平成 29～31 年度）及び「ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業」（令和２年度～）により実施されている研修が該当する。